

令和元年洞爺湖町教育委員会第4回定例会会議録

日 時	令和元年10月30日(水) 13:30より
場 所	役場第1委員会室
出席委員	教育長 皆見 亨 委員 岩原 義美 委員 吉田 聡 委員 来栖 由喜 委員 岡本 里佳
欠席委員	無し
説明員	教育次長 天野 英樹 教育参与 永井 宗雄 社会教育課主幹 角田 隆志 社会教育課主幹 野呂 圭一
会議録調整者	管理課主幹 末永 弘幸
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	皆見教育長 開会を宣言する。(13:30)
日程第2 【前回会議録の承認】	
日程第3 【教育長諸般の報告】	皆見教育長 10/3 入江・高砂貝塚保存整備委員会議(役場会議室) 10/4 胆振教育局義務教育指導監来庁(教育長室) 虻田地区における幼児教育(保育)の今後に関する説明会 (役場会議室) 1回目:14:30 2回目:18:30 10/5 洞爺湖芸術館小中学生作品展表彰式(とうや水の駅) 10/7 胆振教育局局長学校訪問随員(虻田小学校・洞爺湖温泉小学校・ とうや小学校・虻田中学校・洞爺中学校) 教育委員協議会(役場会議室) 10/8 洞爺湖町民生委員児童委員推薦会(役場会議室) 連合北海道胆振地区地域協議会他関係団体からの「ゆたかな教育の 実現をめざす要望書」の受理(町長室)

- 10/10 定例校長会（役場会議室）
- 10/11 定例教頭会（役場会議室）
- 10/12 洞爺湖温泉小学校学芸会（洞爺湖温泉小学校）
- 10/14 洞爺湖スポーツまつり（虻田体育館）
- 10/19 洞爺湖町総合文化祭・ステージ部門（洞爺湖文化センター）
- 10/20 洞爺湖町総合文化祭・ステージ部門（洞爺湖文化センター）
虻田小学校学芸会（虻田小学校）
- 10/21 町政懇談会（洞爺湖温泉観光情報センター）
高齢者運動会（虻田体育館）
- 10/24 文化団体連絡協議会三役との懇談会（役場会議室）
- 10/25～26
市町村教育委員会連合会教育長部会研修会（札幌市）
- 10/26 とうや小学校学芸会（とうや小学校）
- 10/27 洞爺湖町総合文化祭・展示部門&虻田吹奏楽団演奏会
（虻田体育館）
- 10/28 町政懇談会（泉集会所）
- 10/29 町政懇談会（虻田ふれ合いセンター）
洞爺湖町公開研究会（虻田小学校）
- 10/30 教育委員会議（役場会議室）

日 程 第 4
【 報 告 事 項 】
・ 報告第18号

日程第4、報告事項に入ります。報告第18号 平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果概要について、事務局からの報告をお願いします。

天野教育次長

報告第18号です。平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果概要を次のとおり報告するものです。

1、調査期日は、平成31年4月18日木曜日に実施しています。2、調査の対象学年については、小学校第6学年と中学校第3学年です。3、調査を実施した学校・児童生徒数については、平成19年度以降は、小学校は3校、中学校は平成28年度以降2校となっています。参加児童生徒数については、1番右側の平成31年度、小学校は44名、中学校は60名の計108名が、調査を受けているところです。4、調査の内容について、ここが昨年と少し変わっています。教科に関する調査、国語、算数、数学、英語と昨年までのA問題（知識・技能等）B問題（活用等）の区分をやめ、両者を一体的に調査ということで、本年度から調査内容が変わり、一つになったことで問題の内容が、難しくなったと聞いています。5、生活習慣や学習環境に関する調査、これについては昨年同様で変わっていません。児童生徒に対する調査（学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等）、学校に対する調査（指導方法、教育条件

の整備等)です。なお、今年度実施の全国学力・学習状況調査の結果の詳細については、この会議終了後の教育委員協議会にて、名須川教育指導専門員から説明をさせていただきます。以上です。

皆見教育長

事務局から報告がありましたが、質問があればお受けしますがいかがでしょうか。

《「ありません」という人あり》

皆見教育長

以上のとおり報告を受けたということでご承認をお願いしたいと思います。

日程第5、議決事項に入ります。議案第25号、洞爺湖町立学校に係る部活動方針の策定についてを議題とします。提案の説明を求めます。事務局お願いします。

天野教育次長

議案第25号、洞爺湖町立学校に係る部活動方針を別紙のとおり策定することについて、議決を求めるものです。別紙でお配りしていますので、その内容に基づき説明をさせていただきます。この部活動方針の策定の経緯ですが、教職員の働き方改革ということで、昨年度、働き方改革のプランを作成しましたが、それに合わせて、特に中学校の先生方が部活動の顧問として勤務する時間が長くなるということで、国については、国のガイドライン、北海道については、方針を策定していますので、それに併せて市町村においても同様に策定をするように指導がありましたので、北海道の策定した方針を基本として、市町村においても策定をするというものでございます。それでは内容についてご説明をさせていただきますが、要点について説明をします。1ページです。方針策定の趣旨等で一つ目の丸です。生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化活動等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要があります。次に3つ目の丸です。部活動を実施する上で、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々との触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要があります。また、教師が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要があります。次の丸です。北海道では国のガイドラインに則り、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を策定し、市町村教育委員会においては、ガイドライン及び道方針に則った「設置する学校に係る部活動の方針」を策定することが求められました。北海道については、本年、平成31年1月に策定をしています。これらに基づき、北海道の全市町村においても策定することになっています。また「則り」ということですので、策

日程第5
【議決事項】
・議案第25号

定の内容については、北海道が策定したものと基本は同じ内容で策定をするということです。例えば休養日について、1週間部活動をするのであれば、平日1日休んで、土日のどちらかに休養日を設け、週2日休養日を設けることを基本とし、北海道の策定した内容とは変わってはいません。そういうことでご理解をいただきたく思います。次のページ、2ページになります。大きな1、適切な運営のための体制整備、(1)部活動の方針の策定等ということで、①校長は、学校教育目標等を踏まえ、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に関する活動方針」を策定するとともに、校内に部活動に関する相談・要望の窓口を設置します。ということで、活動方針を策定ということで、本日、議決をいただいた後に、両中学校2校については、この活動方針と基本とした活動方針を作ることになります。今年度については、来年の3月までに策定をするということになっています。③校長は各部の責任者、部活動顧問に対し、年間の部活動計画、並びに毎月の活動計画及び活動実績の作成提出を求めるものとします。この様式については、北海道からは示されていないので、なるべく部活動の顧問の方の負担にならないように簡素な様式を作り、提出を求めることにしています。2ページの(2)下の方ですけれども、指導・運営に係る体制の構築で、①校長は、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するものとします。町立学校についても、道立学校に合わせて行うようにしてくださいということです。3ページの大きな2、合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進ということで(1)運動部活動における適切な指導の実施で、①、校長及び運動部活動顧問は、部活動の実施に当たって、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。ということで、適切な指導を実施してくださいということが盛り込まれています。次、4ページ、(2)文化部活動における適切な指導の実施で、文化部活動についても、運動部活動と同様に体罰・ハラスメントの根絶を徹底し、適切な指導を実施するよう定めているところです。5ページ、大きな3、適切な休養日等の設定で、先ほども説明をしましたが、休養日等の設定にあたり、実際に部活動をどのような形で行うかということで①生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう基準を設定します。アについては、学期中の休養日は、週当たり2日以上、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上とすること。週末または祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。このことを基本とします。イについては、長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。ウについては、1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は、4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。実際は既に中学校でもこの形で実施しているということです。

6ページ、②冬期間の活動の関係です。積雪のため屋外での活動が制限される部活動や、主に冬季に行われる部活動等についても、休養日については上記

の基準を原則としますが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次に示す休養日の設定及び活動時間で実施することができるものとします。アとして休養日は、年間の累計で104日以上を休養日とし、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすることや年間の平均活動時間について、平日は2時間程度、休業日は3時間程度となるように実施することの趣旨です。7ページ、大きな4、生徒のニーズを踏まえた環境の整備、(1)部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成ということで、特に当町で関わりがあるのは②です。校長は、少子化に伴い、単独では特定の活動を行うことができない場合、教育課程との関連を勘案して、複数校の生徒が拠点校の活動に参加する合同部活動の取り組みを検討する。少子化に伴いこのようなことが実際に進んでくるといことで、現実的な対応をしてくださいといことです。

(2) 地域との連携等、校長、教育委員会は地域との連携を図りながら円滑に推進するよう努めてくださいといことです。8ページ、大きな5、学校単位で参加する大会等の見通しで、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請するもの。これについては、教育局で実際に大きな大会については、過度にならないように要請をしていて、1、2年前から胆振管内では大きな大会については決まっていますので、その調整で、教育局が実際に要請をしている状況です。大きな6、部活動の充実に向けて、部活動指導の充実に向けた取り組みで、部活動の適切な実施及び充実するよう周知・普及に努めること。(2) 女子の指導に当たっての留意点、女性特有の健康問題等の予防対策に関する正しい知識を得た上で行うものとします。女性の貧血等の予防対策に配慮するようといことです。(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり①部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となりますので、構築した中で部活動を行ってくださいといことです。9ページ(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくりで、部活動については同一学年だけでなく、複数の学年で行いますので、学級形態とは異なる指導が求められますのでそれを配慮した中で行ってくださいといことです。特に部活動における暴力いじめ等の発生をしっかりと防ぐような集団づくりに留意してください。(5) 家庭や地域との連携を図る取組、保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、連携しながら部活動指導に取り組んでください。(6) 障がいのある生徒の部活動の充実で、校長は、部活動を通じて障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流をする場を設けるよう努めてください。教育委員会においては、障がいのある生徒が大会に出場、参加することができるよう配慮するとともに、必要に応じて主催者等に働きかけをしてくださいといことで、最後に終わりに、教育委員会は学校の取り組み状況などを踏まえ、必要に応じて、本方針の内容の見直しを行うこととします。校長は本方針が見直された際、速やかに「学校の部活動に係る活動方針」の内容について、必要な見直しを行うものしますといこと、ほぼ、北海道に倣った内容でございます。なお、この活動方針については校長

会を通じて各校長先生に内容見ていただいているということで、特に異論がありませんでしたので、この内容で策定をするということで議案として提出をしたところ です。以上です。

皆見教育長

事務局から教職員の働き改革の一環として、国のほうでは部活動に関するガイドラインを定め、北海道においても、北海道の方針を策定したことから、市町村においても同様に策定をすることが必要なことから、今回、この会議に議案として提出をしているとの内容でした。この内容等については、既に校長会でも内容を見ていただき、理解をいただいているとのことでした。ご質問を受けたいと思いますが、何かございますか。

岡本委員

部活動の年間計画というのは、学校で設置している部活動、少年団として活動していて、大会に参加する時には、部活動という形をとらせていただいている部の場合は、どうされるのでしょうか。

天野教育次長

表紙にも書いてあります、洞爺湖町立学校に係る部活動ですので、あくまでも町立の学校として部活動を行っているのであれば、この部活動方針の対象となります。学校が部活動として行っている場合です。

岡本委員

活動自体は少年団の練習だけですけれどもいかがでしょうか。

天野教育次長

少年団での活動であれば、この方針でいう部活動にはあてはまらないかと思えます。少年団としての活動方針を作成するというのではないので、あくまでも学校が学校としての部活動をするのを認め、学校が行う場合になります。

岡本委員

大会だけは部活動として出ています。洞爺中学校の柔道部として大会に参加している場合、練習については、一切、洞爺中学校では行ってはいないです。大会に参加するときだけは、学校の顧問の先生と一緒に大会に参加する場合がございますがいかがでしょうか。

天野教育次長

中体連の大会については、学校の先生が一緒に行かないと参加できません。あくまでも中体連の大会に参加するために、学校の先生が監督を務めないと参加できないということです。

皆見教育長

他にございますか。

来栖委員

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や責任感と記載されていますけれども、でも2ページ目の1番上には、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないように留意する必要がある

ります。との記載があります。昔の話ですけど、何でもいいから、文化系でもスポーツ系でも、何でもいいから部活入りましようっていうのが昔の学校だったと思うんですけど、今は部活入りたい人だけ入れればいいよというスタンスに変わるといことでしょうか。

天野教育次長

現在はそのようになっています。昔でいう帰宅部の生徒もいますので、その点については、部活動への入部について強制はしていません。

皆見教育長

昔は、授業の一環として部活動にも入らなければならない。という規定があったと思います。それが今はあくまでも自主的、自発的な参加と活動ということに変わったといことですか。他にございますか。

《「ありません」という人あり》

皆見教育長

それでは提案のとおり承認するといことよろしいですか。

《「はい」という人あり》

皆見教育長

異議なしと認めます。議案第25号洞爺湖町立学校に係る部活動方針の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第6

【その他】

日程第6、その他です。皆様から何かございますか。

《「ありません」という人あり》

事務局から何かございますか。

事務局

ありません。

日程第7

【閉会】

皆見教育長

以上をもちまして、洞爺湖町教育委員会令和元年第4回定例会を終了します。

13:52 閉会